

旧上瀬谷通信施設に関する瀬谷区の取組

瀬谷区では、知名度のアップと魅力の創出のため、旧上瀬谷通信施設を活用したイベントの実施や、瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会において、跡地利用に関する情報提供や意見交換を進めています。

全国都市緑化横浜フェアと連携して、花畑をつくります！

平成29年春に開催される「全国都市緑化よこはまフェア」は、山下公園などの「みなとガーデン」とズーラシアに隣接した「里山ガーデン」がメイン会場となり、テーマフラワーであるサクラ、チューリップ、バラを中心に100万本の花々で横浜を彩ります。

瀬谷区でも、旧上瀬谷通信施設の広場を活用し、菜の花やワイルドフラワーなどの花畑を作り、全国都市緑化よこはまフェアを盛り上げます！



※イメージ

©ITOON/GN2017

瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会を開催しています！

瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会は、「上瀬谷通信施設」の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的として、設置されました。今後も旧上瀬谷通信施設に関する情報共有や具体的な課題に対する意見交換等を行っていきます。

第1回 平成27年7月17日(金)

議題：国有地耕作及びウド耕作の暫定利用について 等

第2回 平成27年11月18日(水)

議題：旧上瀬谷通信施設内囲障区域見学

第3回 平成28年4月18日(月)

議題：跡地利用の検討状況と今後の進め方について 等

第4回 平成28年7月19日(月)

議題：旧上瀬谷通信施設海軍広場の暫定利用について 等

瀬谷の未来
が楽しみだ！



地域からはこんな
意見が出ている



瀬谷区のキャラクター せやまる

平成28年9月発行
【編集・発行】横浜市瀬谷区役所区政推進課
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190
TEL045-367-5631 FAX045-365-1170

- このパンフレットは、区役所、瀬谷図書館、区内地区センター等で配布しています。
- <http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/matizukuri/kamiseya> でもご覧いただけます。

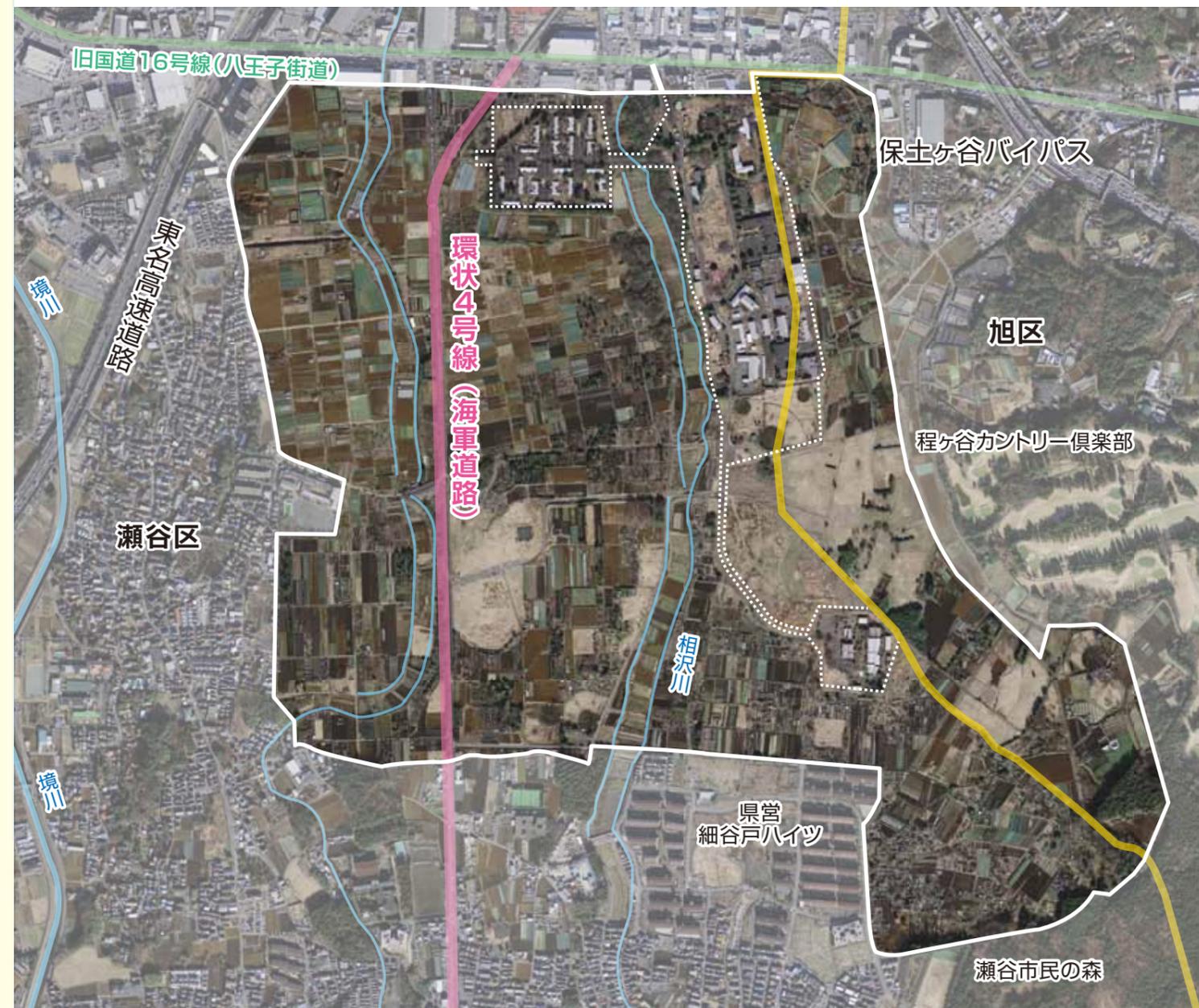
上瀬谷通信施設 検索



瀬谷区・旧上瀬谷通信施設ニュース

旧上瀬谷通信施設の跡地利用の検討を進めています！

これまで米軍の施設として使用されていた瀬谷区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設は、平成27年6月に日本（防衛省）に返還されました。現在、跡地利用基本計画の策定に向けて地権者の皆さまと検討を行っています。今後、広く区民や市民の皆さまの意見を伺いながら検討を進めていきます。



瀬谷区役所
平成28年9月発行

旧上瀬谷通信施設の現状と課題

● 現 状

- 相模鉄道本線「瀬谷駅」の北約 2km に位置し、東名高速道路横浜町田インターチェンジや旧国道 16 号、保土ヶ谷バイパスに近接しています。
- 総面積は約 242ha と广大で、国有地(約 45%)、民有地(約 45%)、市有地(約 10%)から成っています。ほぼ全域が市街化調整区域です。
- 現在、国有地の一部については、国の承認を得て、野球の暫定利用を行っています。

● 課 題

- これまで米軍施設として提供されていたため、道路などの都市基盤や灌漑施設などの農業基盤が十分に整備できていません。
- 国有地、民有地、市有地が混在しているため、効率的、効果的な土地利用が出来ていません。
- 近隣にある東名高速道路や旧国道 16 号、保土ヶ谷バイパスといった、当地区のもつ優位性を活かされていません。

土地所有状況

旧上瀬谷通信施設 施設概要

接收年月日：昭和 26 年 3 月 15 日
 所在地：瀬谷区：北町、瀬谷町
 旭区：上川井町
 面積：土地：約 242ha
 (国有地：約 110ha
 民有地：約 110ha
 市有地：約 22ha)

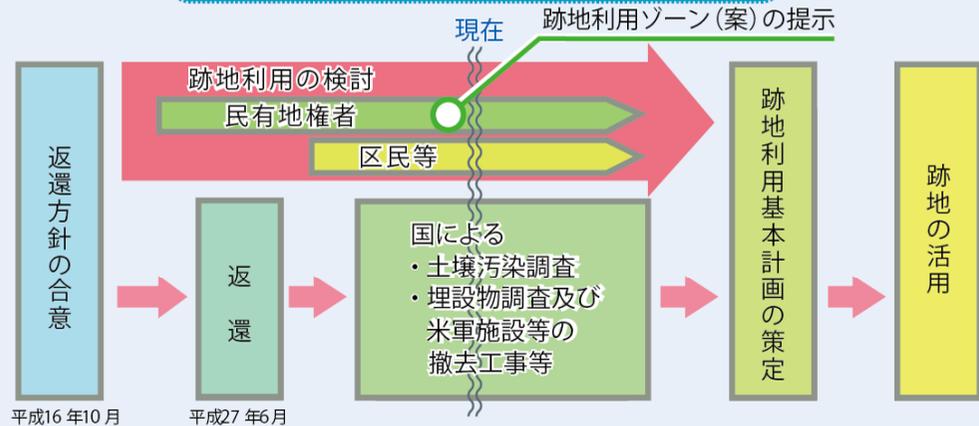


凡 例	
■	国有地
■	民有地
■	市有地
□	市街化調整区域
■	農用地区域
□	農業専用地区

環状4号線
(海軍道路)

〈概略図〉

跡地利用に向けた今後の取組 (予定)



跡地利用基本計画の策定に向けた取組

米軍施設返還跡地利用指針(平成 18 年策定)による方向性等を踏まえ、地権者の皆様と旧上瀬谷通信施設の国有地と民有地が一体となった跡地利用について検討を始めています。跡地利用基本計画の策定に向けて、28 年 4 月には、地権者の皆様に土地利用の検討のたたき台となる、跡地利用ゾーンの考え方(たたき台)を提示しました。

跡地利用ゾーンの考え方(たたき台)

【跡地利用の方向性】

旧上瀬谷通信施設の跡地利用は、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指します。

跡地利用指針による方向性

- 広域の防災活動拠点・広域機能の立地
- 「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
- 持続的で魅力ある都市型農業の振興
- 交通利便性の向上に資する基盤整備

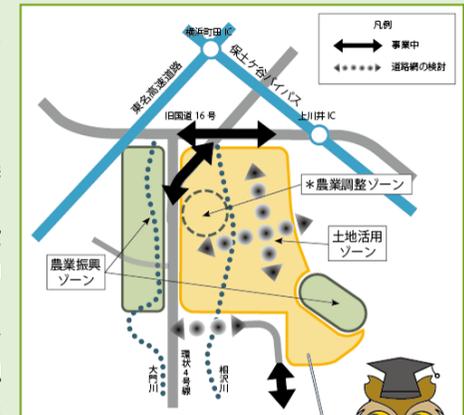


新たな視点による方向性

- 本市を含む広域的な課題を解決するとともに、多様な市民ニーズに対応できる市街地の形成

【跡地利用ゾーン(案)】

- 国有地と民有地の混在を解消し、効率的・効果的な土地利用ができるまとまりあるゾーンの形成を目指します。
- 農業振興ゾーンは、都市型農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進めます。(例：灌漑施設の整備、観光農園、市民農園等)
- 土地活用ゾーンは、導入する機能・施設として防災、公園、道路を整備する方向で検討するほか、物流、教育・研究、交通、その他施設については整備の必要性も含めて検討します。農業調整ゾーンは、現状まとまりのある農地であるため、農業振興についても検討します。



※このゾーン(案)は、現時点の横浜市考え方をまとめたものであり、決定したものではありません。